

令和元年七月四日

第二十三回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

東京都中央卸売市場

目次

1.	開 会	1
2.	委員紹介	2
3.	市場長挨拶	3
4.	報告事項 卸売市場法改正を踏まえた条例改正について	4
5.	閉 会	16

日時 令和元年七月四日（木）

午後一時三十分

場所 ヒルトン東京 三階「藤の間」

出席者

会 長	中西 充	東京都競馬株式会社代表取締役社長
会 長 代 理	藤 島 廣 二	東京聖栄大学客員教授
委 員	あぜ上 三和子	東京都議会議員
	伊 藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長
	小 川 一 夫	東京食肉市場株式会社取締役社長（欠）
	斧 田 清 幸	東京都花き振興協議会理事
	加 瀬 泉	東京都花き振興協議会理事（欠）
	金 子 千 久	全国農業協同組合連合会園芸部長
	川 原 常 光	東京都花き振興協議会会長
	近 藤 栄 一 郎	東京都青果物商業協同組合理事長（欠）
	西 郷 あゆ美	東京都議会議員
	杉 本 英 美	公認会計士
	鈴 木 章 浩	東京都議会議員
	鈴 木 剛	京浜地区青果卸売会社従業員連絡協議会事務局長

幹事	
〃	鈴木敏行 東京中央市場青果卸売会社協会副会長
〃	竹内誠 東京都生活協同組合連合会会長理事
〃	長岡英典 一般社団法人大日本水産会常務理事
〃	中澤誠 豊洲市場労組従組連絡協議会副議長
〃	野本照雄 東京食肉市場卸商協同組合理事長（欠）
〃	早山豊 東京魚市場卸組合連合会会長
〃	ひぐちたかあき 東京都議会議員
〃	細川允史 卸売市場政策研究所代表
〃	細田いさむ 東京都議会議員
〃	増山春行 東京青果卸売組合連合会会長
〃	宮本重樹 東京都食肉事業協同組合理事長
〃	山崎初美 主婦連合会環境部
〃	谷茂岡正子 東京都地域婦人団体連盟会長（欠）
〃	渡邊一夫 東京都水産物小売団体連合会会長
〃	黒沼靖 中央卸売市場長
〃	福崎宏志 中央卸売市場管理部長
〃	猪倉雅生 中央卸売市場企画担当部長
〃	石井浩二 中央卸売市場渉外調整担当部長
〃	西坂啓之 中央卸売市場豊洲市場総合調整担当部長
〃	堀真 中央卸売市場豊洲市場連絡調整担当部長

書

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

記

春田佳文 松本隆博 畠山宗幸 佐藤至 大場誠子 沼倉護 石橋健治 鶴田勝 飯野雄資 野口かほる 赤木宏行 長嶺浩子 猪口太一 松田健次

事業部市場業務専門課長 事業部経営企画担当課長 事業部移転・経営支援担当課長 事業部施設課長 事業部業務課長 管理部広報・組織担当課長 管理部財務課長 管理部市場政策課長 管理部総務課長 福祉保健局市場衛生検査所長 中央卸売市場移転支援担当部長 中央卸売市場事業部長 中央卸売市場財政調整担当部長 中央卸売市場政策担当部長

## 第二十三回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

午後一時三十分 開会

### 一・開 会

○司会（大場） 大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより第二十三回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開催させていただきます。

本日、委員の皆様方には、ご多用中のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、当協議会の事務局を務めております東京都中央卸売市場事業部業務課長の大場でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。本協議会は、東京都中央卸売市場条例の規定によりまして、委員の半数以上の出席によって成立することとなっておりますが、ただいま、委員定数二十八名中二十三名の方にご出席いただく予定でございます。定足数を超過しておりますので、本会は有効に成立をしておりますのでご報告いたします。

なお、本日は五名の方からあらかじめ欠席の申し出をいただいております。欠席の方は、小川委員、加瀬委員、近藤委員、野本委員、谷茂岡委員の五名の方です。先ほどひぐち委員より少々おくれられる旨ご連絡がございました。

続いて、お手元に配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。まず、本日の協議会の次第、配

布資料一覧、協議会委員名簿、幹事・書記名簿、座席表、続いて、本日の報告内容でございます卸売市場法改正を踏まえた条例改正について、別紙一「改正卸売市場法の概要」、別紙二「東京都中央卸売市場条例改正準備会議委員名簿」、別紙三「これまでの議論のまとめ」、別紙四「条例改正の方向性」、最後に添付資料といたしまして、これまで実施いたしました条例改正準備会議の第一回、第二回（その二）、第三回の資料及び議事概要をお付けしてございます。お手元がない場合はお知らせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。以上、資料の確認でございます。

なお、前回の協議会以降の人事異動に伴いまして、幹事、書記の変更がございましたが、お手元の幹事・書記名簿をもちまして紹介に代えさせていただきます。

それでは、この後は本協議会の会長でございます中西会長に議事進行をお願いいたします。中西会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○中西会長　当運営協議会の会長を務めさせていただいております中西でございます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、何かとご多用の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから第二十三回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開催いたします。

失礼して、着座にて進めさせていただきます。

## 二．委員紹介

○中西会長　まず初めに、新しく委員に就任されました方々をご紹介させていただきます。前回の協議会以降に委員に就任された方々でございます。

あぜ上三和子委員でございます。

鈴木章浩委員でございます。

以上二名の方が新任の委員となられました。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、引き続き委員をお願いしております皆様につきましては、恐縮でございますが、お手元にお配りしてございます協議会委員名簿をもって紹介に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### 三・市場長挨拶

○中西会長　それでは、お手元に配付してございます次第に従いまして会議を進めることといたします。

議事に先立ちまして、市場長よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○黒沼幹事　東京都中央卸売市場長の黒沼でございます。七月一日付で中央卸売市場長に着任いたしました。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

改めまして、開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、第二十三回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろより中央卸売市場の業務運営につきまして、ご指導、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

現在、都におきましては、昨年改正されました卸売市場法が来年六月に施行されることを踏まえまして、条例改正の準備を進めているところでございます。本日は、改正法の概要及び条例改正に向けた検討状況につきましてご報告をさせていただきます。

少子高齢化の進行や消費者ニーズの多様化、厳しさを増す物流環境など、卸売市場を取り巻く環境が変化する中、中央卸売市場が生鮮食品等を安定的に供給する基幹的なインフラとして、今後ともその役割を果たしていくこと

は極めて重要であると考えてございます。都といたしましては、食品流通の合理化を図るとともに、公正な取引環境を確保するという改正法の趣旨を踏まえまして、時代の変化に対応し、卸売市場の活性化に資するという観点から、条例改正の準備を進めてまいりたいと考えております。詳しくは後ほど事務局より説明させていただきますが、委員の皆様方から忌憚のないご意見を頂戴したいと考えてございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中西会長　ありがとうございます。

なお、映像、写真の撮影につきましてはここまでとさせていただきます。よろしく願いいたします。

#### 四・報告事項

卸売市場法改正を踏まえた条例改正について

○中西会長　それでは、議事を進めてまいります。

本日は報告事項として、卸売市場法改正を踏まえた条例改正について、が提出されております。

まず、資料について事務局から説明をお願いいたします。

○長嶺幹事　中央卸売市場事業部長の長嶺でございます。どうぞよろしく願いいたします。

失礼いたしました。着座にてご説明をさせていただきます。

それでは、お手元配付のA4判横の資料、卸売市場法改正を踏まえた条例改正についてをご覧ください。

まず、改正卸売市場法について簡単にご説明をさせていただきます。

改正法の背景といたしましては、食品流通の中で卸売市場が果たしてきた機能は重要であり、今後も食品流通の

核として堅持するとした上で、生産者の所得向上と消費者ニーズの的確な対応のためには、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要としております。また、このような観点から、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を推進するとしております。

改正法の概要につきましては、一枚おめくりいただき、別紙一をご覧ください。現行制度と改正後の制度の概要を表にまとめてございます。

表の上から、中央卸売市場の開設につきましては、まず、国の認可制から認定制に変わり、民間事業者による開設も可能となりました。

また、開設区域、卸売業者や仲卸業者の業務許可等はいずれも法律上廃止をさせていただきます。

次に、取引ルールについてですが、取引のルールは、法に定めのある共通ルールと、開設者が任意に設定できるルールとに分けられます。法による規制が廃止される一方で、この任意ルール、いわゆるその他ルールと申しておりますが、これを各開設者が定めることを可能としたところが今般の改正の特徴となっております。

表の中ほど、共通ルールでございます。改正法で定めているものですが、全部で七つございます。売買取引の原則、差別的取扱いの禁止、二つ飛びまして、受託拒否の禁止、この三つは現行法どおりとなっております。

取引条件及び取引結果の公表については、一部の項目が新たな義務として定められました。また、取引の方法、決済の確保につきましては、業務規程に定める方法によると規定されております。

その下、主要な任意ルールとして、第三者販売の原則禁止などを例示してございますが、改正制度において、こうした共通ルールにないルールを定める場合には、共通ルールに反しないこと、取引参加者の意見を聴くこと、そのルールを定めた理由を公表することの三点が改正法上求められております。

なお、改正法は令和二年六月二十一日に施行されることから、この期日に合わせて都条例改正の準備を進めているところでございます。

恐れ入りますが、一枚目にお戻りください。これまでの都の取り組みでございます。

東京都中央卸売市場条例の改正に当たりましては、市場の活性化等について意見交換を行うとともに、ただいまご説明いたしましたその他のルールを定める場合に、取引参加者の意見を聴くことを目的といたしまして、条例改正準備会議を設置いたしました。

委員につきましては、別紙二のとおり、外部有識者の方々、取引参加者の皆様とで構成をしております。名簿は後ほどご参照いただければと存じます。

準備会議は、昨年十二月から、これまで第三回まで開催しております。各会の概要は一枚目の検討状況という表に、簡単ですがまとめてございます。

本年五月三十一日に開催いたしました第三回会議におきまして、それまでの議論を都としてまとめた上で、条例改正の方向性をお示したところでございます。

それでは、この内容について、別紙三及び別紙四でご説明をいたします。

○松田幹事 東京都中央卸売市場市場政策担当部長の松田でございます。どうぞよろしく願います。

失礼いたしました、着座にてご説明させていただきます。

先ほど長嶺から説明がございましたけれども、第三回の条例改正準備会議におきましてお示しさせていただきましたこれまでの議論のまとめということで、別紙三ということで簡単に説明をさせていただきます。

これまで、昨年十二月に立ち上げました第一回の条例改正準備会議から二月の二回にわたる会議まで、学識経験者の皆様、市場業界の代表者の皆様方から様々なご意見をお伺いしてまいりました。大変活発な議論も頂戴してきただとところでございます。こうしたご意見、ご議論を踏まえまして、今回の条例改正に当たりまして、東京の卸売市場がどのような姿を目指し、最終消費者である都民の方々のご期待に添っていくべきかにつきまして、事務局において、この資料のとおりまとめさせていただいたところでございます。

まず、これまでの議論におきましては、国民生活の安定に向けて、品ぞろえや価格決定、こうした機能など、市場の果たしてきた役割につきましては一定の評価をいただいたところでございます。その上で、食の外部化、物流環境の変化、あるいは多様化する消費者ニーズ、こういったものに対応していくための卸売市場として取り組むべきさまざまな課題も提示されたところでございます。

こうしたご指摘を踏まえまして、この資料の一番上に囲みがございますけれども、東京の卸売市場が目指すものとしたしまして、第一に、改めてではございますが、東京の卸売市場が引き続き豊かな都民生活の実現に向けた社会インフラたる存在であるということを挙げさせていただいております。

その上で、次に、それぞれの規模や機能に応じまして、卸売市場が活性化を図り、様々な手法や市場間のネットワークを活用しながら、近年大きく変化している産地や実需者のビジネス形態への対応をサポートしていく存在となっていくべきであるということを示させていただいております。

こうした視点をもとに、具体的に卸売市場が担うべき機能として、大きく二つの論点を掲げさせていただいております。

一つ目、向かって左側でございますが、食品流通の核として必要な機能でございます。卸売市場が社会インフラ、基幹的インフラであり、生鮮食品等の流通におきまして公共的役割を担うことがこれまでどおり重要であり、公正な取引や食の安全・安心の確保、そして、産地との連携に支えられて、豊富な品ぞろえを実現することによります顧客対応能力、こういったものをさらに発揮していくことなど、求められる役割を着実に果たしていくこととしてございます。

大きく二番目でございますけれども、向かって右側でございます。新たなニーズに 대응していくための機能でございます。人口構造の変化や食への関心の高まりなど、外部環境の変化に対応し、加工需要への対応や品質衛生管理の向上に努めていくことなど、産地や実需者のニーズに的確に対応していくことが求められているところでござい

ます。まさしく今回の条例改正をきっかけといたしまして、さまざまなビジネスモデルに取り組み、生鮮食料品等流通チャネルが多様化する中であって、卸売市場が活性化を進め、質、量ともにバラエティに富んだ東京の食文化、こういったものをしっかりと支えていくこととさせていただきます。

こうした機能を果たしていくべく、今回の卸売市場法の改正、東京都の条例改正を捉えまして、都と市場業界の皆様が連携して、卸売市場のあるべき姿を目指し、着実に取り組んでいくことによりまして、最終消費者でございまず都民の方々の信頼につなげていくこととさせていただきます。

別紙三の資料につきましては、簡単ですが、以上でございます。

○長嶺幹事　　続きまして、おめくりいただきまして別紙四についてご説明をいたします。

ただいま説明のございました東京の卸売市場が目指すところを実現するために、どういった制度がふさわしいのか、そういった観点から、条例改正の方向性として大きく四点をお示しいたしました。

一点目は、取引の活性化を図るための規制緩和です。新たな需要の開拓、物流の効率化などの観点から、産地や実需者の多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応できるように、基本的に規制は緩和するとしております。今別紙三のほうでご説明いたしましたような囲みが二つございました。食品流通の核として必要な機能はもちろんでございますが、右側の新たなニーズに応えていく、こうしたところを考えた上で、卸売業者や仲卸業者の皆様が様々な取り組みをよりしやすくなるよう、原則として規制は緩和する方向で検討したいということとさせていただきます。

規制緩和の囲みの二つ目の丸ですが、せり、相対などの取引方法については、現行制度のような一律の規制は見直しをし、市場ごと、あるいは取扱品目ごとの実態に応じた設定を可能にするとしております。また、売買参加者については、改正法では規定がなくなりましたが、条例におきまして、せり取引に参加できるものとして売買参加者を位置づけ、仲卸業者とともに引き続き円滑なせり取引を担っていただくというものでございます。

二点目は、公正な取引環境の確保です。規制を緩和する一方で、取引の透明性を確保する観点から、開設者の実

績報告を義務づけて取引実態を把握するなど、適切な指導監督を行うための規定を整備するとしております。

二つ目の丸では、卸売市場の適正かつ健全な運営を確保するため、業務の運営に関して、都と市場関係者が調査審議する場を設置するとしております。本協議会や各市場における取引委員会などは現行法の規定を根拠に設置をしているところですが、この規定が改正法ではなくなっております。しかし、今後とも市場を運営していく上で様々な課題について協議する場は必要と考えておりますので、条例においてそうした場を引き続き設置をしたいということです。

三点目は、業務の効率化です。こちらは規制の緩和と連動する部分もございしますが、市場業者の業務の効率化、生産性の向上を図るため、事前申請の見直しなど、事務手続を簡素化するとしております。

最後に、食の安全・安心を確保するため、引き続き品質衛生管理にかかる措置を規定するとしております。現行条例におきましては、物品の品質管理や、都と市場関係者が連携した安全品質管理体制について規定がございします。それらは改正後も維持をするということですが、

以上のような方向性を踏まえまして、現在具体的な取引ルールの内容について事務局において検討を進めているところでございまして、七月下旬ごろ開催予定の第四回準備会議においてお示しをしたいと考えております。また、そうした場などでいただいたご意見を踏まえた上で、秋ごろには、本協議会におきまして、条例改正につきまして改めて調査審議いただくことを予定しております。

なお、添付資料といたしまして、これまでの準備会議の資料、議事概要をお付けしております。お時間のあるとき、後ほどご参照いただければと存じます。

説明は以上です。

○中西会長　事務局からの説明は終わりました。何かご意見、ご質問がございましたら、ご遠慮なく、どうぞお願いいたします。

○伊藤委員 委員の伊藤裕康と申します。

ただいまお話がございましたように、別紙四で、条例改正の方向性のお示しがございました。そして、今お話しのように、七月の下旬に予定されている第四回の準備会議では、都としての具体案が示されると伺いました。個々のルールの内容、具体的な条文の検討などは、それらを受けてということになるかと思えますけれども、本日のこの会議の席で、特に次の二点を申し上げたいと思います。

一点目は、東京都へのお願いでございます。新法では、市場ごとの個別具体的なルールを定めるに当たっては、開設者が当該市場の関係者の意見を聴くことになっておりますが、ただアリのパイに意見を聴いて終わりということではなくて、いかにより良き市場を創設し、より人々から信頼され、より取り扱いを増大していくかという目線で、我々業界人と同じ気持ちに立って議論をしていただきたいということがあります。このことについては、先日の準備会議でも同じことを申し上げたのでございますけれども、本日は運営協議会でございますので、運協におかれましても、実際に協議の場に臨む東京都市場当局の後見的な立場として、あるいは監督的立場として、このことに思いをいたしていただきたいと発言する次第でございます。

特にこれまで、例えば豊洲への移転過程におきましては、東京都の一方的な都合で物事が決定され、混乱したということが度々ございました。これからの検討は今後の市場のあり方、市場の活性化に大きくかわるものがございますので、東京都に対しても、それから、運協に対しても、このことを重ねてお願いしておきたいと存じます。

二点目は、我々の豊洲市場を含め、中央卸売市場は生鮮物流通の中核をなすと言われながら、その取扱量や市場経由率は毎年のように低減し、全く回復の兆しを見せません。その傾向は、水産物の物流において特に著しく、このことへの対応、すなわち低減を食い止め、取扱いを増大していくことは、私ども市場業界人にとってまさに喫緊の課題であると思っております。この対応の第一歩は、我々市場人がこのことについて共通の認識を持ち、課題意識を共有することであると思っております。来年六月には新法が発効し、そして、都の新条例が施行されることに

なっております。

私どもは、この新たな環境体制をいかに活用し、市場の回復、活性化につなげていくかを必死に検討していかねばならないと思っております。卸、仲卸、小売、買参、こういう人たちの市場関係者が共通の認識、共通の課題のもとに、業種間の壁を乗り越えて、互いに連携して取り組んでいかなければならないと思っております。その上で、我々業界として新たな環境、体制のもとでの新たな市場のあり方を追求していきたい。私は今このように考えております。このことは、とりもなおさず、中央卸売市場の開設者である東京都の課題でもあるはずで、一点目の発言と共通するところでございますが、開設者と市場業界とがそれぞれに経営戦略を持ち、ともにこれからの市場のあり方を検討していくこと、このことこそが、新法の施行を控え、新条例を検討するこの場に臨んで肝要なことと考えている次第でございます。

以上、私の意見を申し述べました。

○あぜ上委員　私からは、三点意見を述べさせていただきますと思います。

条例改正の準備会議の議事録も読ませていただきましたが、その中でもご意見が出ておりました。第一に、今回の法改正によって、開設者が民間でも可能となったわけですが、公設の中央卸売市場として、円滑な供給を確保して、都民の消費生活の安定に資することに都がその責務を果たしていただきたいということが一点です。

資料をいただいた中にもございましたが、食品の購買意識に関する世論調査、これでは、生鮮食品の購入の際に、食の安全性への意識、これは、意識しているという方が八八・四％と非常に高く、また、産地、そして鮮度や消費期間、価格となっております。より安全で新鮮でおいしいものをできるだけ低廉な価格で安定して購入できることを多くの都民が望んでいると思っております。卸売市場は消費者のこうした願いに応えとともに、生産者を守り育てる大きな役割を果たしてきたと私は思っております。

今回法改正に当たって、参議院の農林水産委員会におきまして附帯決議がつけました。その中でも、安定供給等

に重要な役割を果たしている卸売市場の公的機能が引き続き維持、發揮できるようにと書いてございました。引き続き都が責任をもって市場運営に当たっていただきたいと考えております。

二つ目は、任意のルールとなりました第三者販売の原則禁止の緩和と撤廃の問題です。これについては、私はやるべきでないと考えます。第三者販売を拡大されるとなると、直接取引が拡大されて、買い手の力が強くなつて、公正な価格形成ができなくなるのではないかと、こういった懸念の声も伺っているところです。この間、卸売市場経路が減ってきたということがよく言われますけれども、しかし、いただいた資料を改めて見させていただきましたが、青果も水産も五〇%以上、そして、花きについても八〇%を維持していることは、豊富な情報量を持つていらつしやる卸、仲卸、この役割がきちんと發揮されて、公正公平な価格設定が行われてきたと思っております。また、豊富で多様な品ぞろえ、これを確保してきたんだと思えます。そのことが小規模な業者も守ってきたのではないかと思います。そのことで食料の安定供給が維持されてきたんだと思っております。

三点目は、各市場業者の皆さんが本当に安心して事業が行えるように、意見を十分酌み尽くしていただきたいということでございます。先ほどのご説明でも、条例改正の具体案をあと一回の準備会議でまとめられる。そういう流れだとご報告をいただきましたけれども、今後の市場にとっては大変重要な課題でありますので、この条例改正案が準備会議の十分な議論のもとで提出されるように求めておきたいと思えます。

以上です。

○川原委員 川原でございます。

条例改正準備会議の委員でもございます。今いただいたご提言、まさにそのとおりだなと考えております。実際に準備会議に出しております。次の第四回目で骨格がほぼ決まる。拙速だなと感じております。もう少し十分な議論を尽くして方向を定めていくべきではないかと、非常に心配をしております。規制の緩和という言葉が頻繁に出てくるようになっておりますが、緩和というのは、緩やかに和やかにされるもの、規制をなくすというようなニュア

ンスもある意味受け取れております。我々小売業、私は花の小売の代表でございますけれども、今のこの業界がますます混乱に陥るようになるのではないかと憂慮をするばかりでございます。本当に心配をしておりますので、皆様も何とかご理解をいただきながら、拙速な決定にならないようにご尽力をいただければと思います。

以上です。

○中澤委員 市労連の副議長の中澤です。

早山さんの東卸から東京都に申し入れが出ていると思うんですけども、この内容を早山さんがおっしゃるのかなと思つたら、ここではやらないそうなので、これについては、この間、豊洲市場の中で配られたものをもらったんですけども、全面的に賛成です。卸売市場の認定制度について、開設区域の廃止について、売買取引の方法について、九点の申し入れがされているようですけれども、基本的に今の制度がどうなのか。例えば今やっている制度が効率的ではないということなら、これは直さなければいけないでしょうけれども、私が思うに、今の卸売市場制度というのは効率的だし、それから、第三者販売とか直荷引きとかも禁止ではないんです。原則禁止であつて、かくかくしかじかの場合はやつていいというふうに非常に柔軟にできているんです。ですから、極力今の形を踏襲するべきだと思います。

卸と仲卸の垣根をなくすというような話がよく出るんですけども、卸さんと仲卸さんの今置かれている現状というのは全然違うんです。広さも違うし、施設使用料も、仲卸は平米二千円ぐらいですか。卸さんは五百円、七百元、そんな感じですか。そういう置かれている状況が違うので、ここで一気に規制をなくしてしまうと、仲卸は一網打尽にされやしないかと非常に心配しております。

それから、労働者のことなんですけれども、今度の改正でせり人の試験がなくなってしまうんじゃないかという心配をしております。公正取引、安全への関心が非常に高まっているので、是非せり人の試験はこのまま残してほしい。

それから、仲卸とか卸の参入要件が緩和されてしまうのではないかとこのも心配しております。例えば仲卸をやるには五年の経験でしたか、そういった規制も、是非、残してほしいと申し添えておきます。

○早山委員 東卸組合理事長の早山でございます。

今中澤委員が私の代弁をさせていただいたみたいなので、言わなきゃいけないような雰囲気になってしまいました。先ほど中澤委員から紹介してもらった申入書、これは私たちの全てです。既に東京都のほうにはこの文書を出しておりますので、あえてここでは、細かい内容について私のほうからは報告しませんが、大事なこと、それは、特に豊洲市場という大きな消費市場が、今後全国的にいろいろな形で市場が再編されていく中で、日本の核となる市場だと。そのためにも、この市場の今後のあり方、先ほど伊藤委員からありましたけれども、真剣に考えて、単なる東京の豊洲の市場ということだけでなく、日本の中心の市場なんだという大きな位置づけも必要なのではないかと思っております。

実際に豊洲市場に移ってから約八カ月、九カ月近くなりますけれども、豊洲市場の本当のいいところ、また、さまざま起きている問題点、まだ完全に整理できていません。そういう中でこの条例がつけられていくという意味においては、先ほど花きの理事長からありましたけれども、まだハンディキャップがあるのかなという部分はあると思います。ただ、時間的な制約の中で、私たちが新たな条例、業務規程を準備していかなければならないという一方で、私たちがしっかりと押さえておかなければいけない問題が、今言った公設市場としての役割だと思っております。

また、一歩中に入ると、私たちが今抱えている問題というのは、これだけ大きな市場となった以上は、そこにおけるインフラ問題、私たちが日常に使っている海水供給事業、それから通信の問題、今後長いスパンで考えたときに、この問題については御都がしっかりと参画して、この運営についても同様に、私たちとともに解決、また運営していくということをぜひお願いいたしまして、私の発言とさせていただきます。

○増山委員 青果仲卸、増山と申します。

本日まで総論でいろいろ来ました。そして、いよいよ各論に入っていくわけです。ですから、七月後半の準備会議は大変な議論になるかと思っております。私は、その総論の日の最後に一言だけ申し上げたいのは、今度の条例改正が実を結んでよかったと言われるのは、はっきり言って、卸売会社、仲卸、並びに買参のそれぞれ市場に關与している組織が機能を發揮し、十分活性化して、商売も十分よくなったというところで初めてこの条例が実を結んだと言えると思います。ですから、これから各論に入るわけですが、私も、多分皆様方とスタンスが違いかもしれません。私は場内業者がますます活性化するように機能強化してというように持つていきたい。そのためには、我々にとつてアゲンストの風のような条例においては、もしかしたら大分抵抗するのかなと思っております。これからが私の本番だと思っております。

失礼します。

○中西会長 ほかに何かご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、特にございませんようですので、報告事項についての質疑は以上をもって終了とさせていただきます。本日の協議会はこれで終了となりますが、先ほど事務局からご説明がありましたとおり、条例改正の内容について調査審議をするため、秋ごろに本協議会を開催する予定ということでございますので、その際は改めてご通知をさせていただきますということをお願いしたいと思います。

それでは、閉会に当たりまして、市場長からご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○黒沼幹事 取引業務運営協議会の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日は、卸売市場法の改正を踏まえまして、条例改正の検討状況につきましてご報告をさせていただきました。委員の皆様方からは大変貴重なご意見をいただきました。厚く御礼申し上げます。本日賜りましたご意見などを踏まえまして、引き続き市場関係者の皆様と検討を進めまして、秋に開催を予定しております本協議会におきま

て、改めてご審議を賜りたいと存じております。

委員の皆様方には、今後とも是非お力添えをいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶にかえさせていただけます。本日は誠にありがとうございました。

## 五・閉 会

○中西会長　それでは、これをもちまして本日の運営協議会を閉会といたします。長時間にわたりご協力をいただきまして、ありがとうございます。

午後二時十二分　閉会

— 了 —